

明治三十九年法律第三十四号

明治三十九年法律第三十四号（国債ニ関スル法律）

第一条 国債ノ發行価格、利率、償還期限其ノ他起債ニ關シ必要ナル事項並ニ元金償還、利子仕

前項ノ國債ニ關スル事務ハ財務大臣ノ定ム所ニ依リ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

第一項ノ規定ハ借入金及一時借入金ノ借入、元金償還及利子仕払ニ付之ヲ準用ス

第二条 国債ニ対シテハ無記名証券ヲ發行ス

国債ノ登録ヲ為ス場合ニ於テハ証券ヲ發行セズ

第二条ノ二 財務大臣ノ定ムル國債ハ財務大臣ノ定ムル者ニ譲渡ス場合ヲ除クノ外之ヲ他人ニ譲渡

スコトヲ得ズ

第三条 登録国債ヲ移転シ又ハ登録国債ヲ以テ質権ノ目的ト為シタルトキハ登録ヲ受クルニ非サレ

ハ之ヲ以テ政府其ノ他ノ第三者ニ对抗スルコトヲ得ス

第四条 相続、遺贈及強制執行ノ場合ヲ除クノ外權利ノ移転ニ因ル國債ノ登録ハ其ノ利子仕払期前

一箇月ヲ超エサル期間之ヲ停止スルコトヲ得国債ノ登録却ニ付亦同シ

第五条 記名国債証券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタルトキ亦同シ

銀行三届出ツヘン之ヲ発見シタルトキハ其ノ記名者ヨリ直ニ之ヲ所管取扱

前項ノ規定ニ依リ滅失又ハ紛失ノ届出ヲ為シタル後三箇月ヲ経過シテ仍發

見セサルトキハ代証券又ハ代利札ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ元金ノ償還期又ハ利子ノ仕

払期開始以後ハ代証券又ハ代利札ノ交付ヲ為サス

滅失又ハ紛失ノ届出アリタル記名国債証券又ハ其ノ利札ハ代証券又ハ代利札ノ交付ニ因リ其ノ

効力ヲ失フ

第六条 無記名国債証券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル者ハ其ノ証券又ハ利札ノ持參人カ償還

又ハ仕払ヲ受ケタル場合ニハ其ノ金額及其ノ仕払ノ日以後ノ利子ヲ弁償スヘキ旨ヲ約シテ担保ヲ

提供シ其ノ元金ノ償還又ハ利子ノ仕払ヲ請求スルコトヲ得但シ取扱銀行ノ確実ト認メタル保証人

ヲ立て担保ノ提供シタル者カ債務ノ履行ヲ為ササルトキハ担保ヲ以テ之ニ充テ過剰額アルトキハ之ヲ

担保ヲ提供シタル者カ債務ノ履行ヲ為ササルトキハ担保ヲ以テ之ニ充テ過剰額アルトキハ之ヲ

還付ス

金錢以外ノ担保ハ之ヲ公売ニ付ス

公売ニ關スル規定ハ財務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 無記名国債証券ニ対シ元金ヲ償還スル場合ニ於テ其ノ証券ニ附屬スル利札中欠缺セルモノ

アルトキハ之ニ相当スル金額ヲ元金ノ内ヨリ控除ス但シ既ニ利子仕払期ノ開始シタル利札ニ付テ

ハ此ノ限ニ在ラス

前項利札ノ所持人ハ何時ト雖其ノ利札ヲ提出シテ控除金額ノ仕払ヲ請求スルコトヲ得

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百二十条の十一（同法第五百二十条の十八（同

法第五百二十条の二十二於テ準用スル場合ヲ含ム）及第五百二十条の十九第二項ニ於テ準用スル

場合ヲ含ム）ノ規定ハ国債証券及其ノ利札ニ之ヲ適用セス

第九条 国債ノ消滅時効ハ其ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ、元金ニ在リテハ十箇年、利子ニ

在リテハ五箇年ヲ以テ完成ス但シ外国ニ於テ起債シタル地方債又ハ

社債ニシテ国ガ元利仕払義務ヲ承継シタルモノヲ含ム）ニ付テハ當該起債地ノ法令又ハ慣習ニ依

ルコトヲ得

割賦償還ノ方法ニ依リ償還スペキ国債ノ賦金（元金ト同時ニ仕払ハルベキ利子ヲ含ム）ノ消滅

時効ハ其ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ十箇年ヲ以テ完成ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

新旧公債証書發行条例ニ依ル旧公債ノ賦金ニハ本法中利子ノ規定ヲ、賦札ニハ本法中利札ノ規

定期ヲ準用ス

国債ニ關スル現行法令中本法ノ規定ニ抵触スルモノハ其ノ効力ヲ失フ但シ時効ニ關スル規定ハ

此ノ限ニ在ラス

附 則 抄

附 則（大正一〇年四月八日法律第四四号）抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大蔵省証券条例ハ之ヲ廢止ス

附 則（昭和一八年一月一〇日法律第六〇号）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一九年五月二二日法律第一二一号）

本法ハ公布ノ日より之ヲ施行する。

附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年一月一九日法律第四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄

（施行期日）

この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄

（施行期日）

この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置

法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決

済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第三号第二号

の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十

四条までを一条ずつ繰り下げる、同法附則第八十二条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三

十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十

三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第

二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。